# 平成21年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

1 日 時 平成21年12月22日(火)

開会 午後2時06分 閉会 午後2時32分

2 場 所 防災センター6階 講座室2

3 付議事件 別紙議事日程のとおり

出席委員 委 員 長 竹 尾 格 宮田 委 員 清蔵 委 員 角 田 富美子 委 森本 寛 子 員 教 育 長 野崎 芳 昭

5 欠席委員 委員長職務代理者 沼本 禧一

6 出席職員 教育部特命担当部長 二谷 保夫

教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉 学 校 運 営 課 長 山 本 一 彦

教育部副参与兼教育指導課長 前島 正明教育相談担当課長 南里 由美子

統括 指 導 主 事 石井 卓之

指 導 主 事 山縣 弘典

 指
 導
 主
 事
 宮城
 洋之

 指
 導
 主
 事
 西川
 幸延

教育部参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳

ス ポ ー ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 ー

公 民 館 長 相 原 昇

教育部参与兼図書館長 小池 博

教育部主幹(公民館) 山本 茂

6 事務局 教育企画課企画調整係長 清水 達美

教育企画課企画調整係 佐薙 陽子

7 傍聴人 1人

### 平成21年西東京市教育委員会第12回定例会議事日程

日 時 平成21年12月22日(火) 午後2時00分から 会 場 防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第48号 教育財産の取得について(申出)
- 第3 議案第49号 平成22年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の 一部変更についての専決処分について
- 第4 報告事項 (1) 西東京市特別職報酬等審議会への諮問及びその答申につい て
  - (2) 平成21年度(4月~9月)教育相談状況
  - (3) 平成21・22年度体育指導委員の委嘱及び解嘱について
  - (4) 平成21年度体育指導委員功労者表彰について

第5 その他

## 西東京市教育委員会会議録

平成 2 1 年第 1 2 回定例会 ( 1 2 月 2 2 日 )

### 午後2時06分開会

#### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成21年西東京市教育委員会第12回定例会を開会いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第48号 教育財産の取得について(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野﨑教育長 議案第48号 教育財産の取得について(申出)、の提案理由を御説明申し上げます。

青嵐中学校南側校地の一部として借用している部分について、所有者から買い取り要請があり、財源措置が確定し、学校用地として買収することとなりましたので、教育財産の取得について市長に申出をする必要が生じたものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

山本学校運営課長 それでは、議案第48号 教育財産の取得について(申出)、について、 教育長の提案理由に補足して御説明申し上げます。

本議案は、西東京市立青嵐中学校用地として平成5年7月1日より借用しております655.76平方メートルを、相続に伴い、相続人からの買い取り要請に基づき、教育財産として購入するために市長に申出をするものでございます。

財産購入の予定地は、青嵐中学校用地の南側で、都市計画道路西3・3・14号線の予定地となっております、西東京市北町2丁目1285番地の1でございます。

東京都の事業化が未定のため、事業化するまでの間、引き続き学校用地として使用するため、購入をするものでございます。

ページを1枚おめくりください。

網かけ部分が対象地となります。現在は校地内通路及び野球場の一部となっております。網かけ部分の上、1285番地の3、1,107.28平方メートルにつきましては、平成16年12月24日に購入済みとなっているものでございます。

以上で補足説明といたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第48号 教育財産の取得について(申出)、は原案のとおり可 決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第49号 平成22年度使用西東京市立中学校特別支援学級教

科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の 説明を求めます。

野崎教育長 それでは、議案第49号 平成22年度使用西東京市立中学校特別支援学級教 科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成21年西東京市教育委員会第7回定例会におきまして採択されました平成22年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書のうち、文部科学省からの通知により供給不能となる図書が判明し、平成21年12月15日までに東京都へ需要数変更の報告をする必要があり、教育委員会を招集する時間的余裕がないため専決処分を行いましたので、報告し、御承認いただくようお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

石井統括指導主事 それでは、教育長に補足いたしまして、私から説明をさせていただきます。

これまでの経緯についてでございますが、12月14日に、東京都より平成22年度使用の田無第一中学校の特別支援学級教科用図書・一般図書に供給不能となる図書があるとの通知が参り、収受いたしました。東京都への報告期限が12月15日であるため、田無第一中学校での調査・研究を依頼し、教育長に報告後、教育委員会を招集する時間的余裕がないため専決処分といたしました。

一部変更の内容についてでございますが、第1学年の社会、「こどもきせつのぎょうじ絵じてん(三省堂)」にかえまして、「調べ学習に役立つ世界の地図(成美堂出版)」、第3学年の英語、「新訂版 学研の英語ずかん3 たんごあそび(学研教育出版/旧:学習研究社)」にかえまして、「新訂 絵で楽しくおぼえるこどもの英会話(教学研究社)」となります。変更後の一般図書につきましては回覧させていただいております。

私からは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

### 〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第49号 平成22年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科 用図書の採択の一部変更についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第4 報告事項、を議題といたします。4件ございますが、質疑は後ほど 一括して行いますので、順次説明をお願いいたします。

初めに、西東京市特別職報酬等審議会への諮問及びその答申について。

櫻井教育企画課長 それでは、私のほうから西東京市特別職報酬等審議会への諮問及びその 答申について、市長より通知がございましたので、御報告を申し上げます。

まず、本市の市議会議員、市長等の特別職報酬等につきましては、平成20年4月に見直

しし、改定を行いましたが、現在の社会情勢、市民感情及び財政状況を勘案して、市長から特別職報酬等審議会に諮問したものでございます。また、さらに、追加ということで、平成2 1 年度の人事院勧告、また、東京都人事委員会勧告に基づきまして、期末手当につきまして、支給割合が4.50月から4.15月に、0.35月分の引き下げがなされる見通しということで、あわせて特別職報酬等審議会に諮問したものでございます。

資料をあらかじめ配付させていただいておりますので、詳細につきましては省略させていただきますけれども、答申の内容といたしましては、報酬、給料の改正について、人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を踏まえて、一般職の部長級職員を準拠基準として職責に応じた格付を行い、現行に比べ額を引き下げるといった結論内容でございます。また、期末手当につきましても、お手元の資料の答申内容のほうに記載してございますが、勧告に基づいた一般職の職員の給与改定に連動させてきた経緯を踏まえ、勧告どおり年間支給割合を4.50月から4.15月に0.35月分引き下げることとした答申をいただいているといった内容になってございます。

本件につきましては、平成21年第4回西東京市議会臨時会において、市議会議員、市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の期末手当の支給割合の改定についての条例改正案が可決されております。また、現在開会中の平成21年第4回西東京市議会定例会に市議会議員の報酬並びに市長等の給料の改定についての条例改正案が提案されておるところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

竹尾委員長 次に、平成21年度(4月~9月)教育相談状況について。

南里教育相談担当課長 平成21年度(4月~9月)の教育相談状況について御報告いたします。

お手元の配付資料を御覧ください。

まず、1、相談種別ごとの件数及び相談回数でございます。一般教育相談302件、相談の延べ回数は3,386回でございます。教育相談センターに来室して行われる相談で、心理カウンセラーが相談に応じております。電話相談48件、53回。窓口の問い合わせ等も含んでおります。継続的な相談が必要な場合は一般教育相談につなげております。緊急・臨時相談52件、129回。主に校長、教員からの相談及び子ども家庭支援センター、児童相談所など、関係機関との連絡調整、相談でございます。小学校派遣相談1,065件、4,979回。教育相談センターの心理カウンセラーを週1回小学校に派遣し、行う相談でございます。スクールカウンセラーが配置されていない小学校17校に派遣いたしまして、児童、保護者、教員からの相談に応じております。就学相談137件、607回。就学相談員が行う相談でございます。原則として就学指導委員会、通級指導学級入級委員会に係る相談でございます。委員会資料作成のための保育園や学校等での行動観察も回数に含まれております。

次ページをお開きください。

2、相談種別・主訴別集計表でございます。こちらは、相談種別の件数、回数等を主訴別にまとめたものでございます。

右下、3、相談種別・主訴別グラフでございます。2の集計表を相談種別にグラフ化した

ものでございます。相談件数の上位10位までの主訴を抽出いたしまして、以下を「上記以外」の項目としております。相談種別ごとの件数及び相談回数につきましては、前年度上半期と比べますと、就学相談が増えております。件数にいたしまして29件の増、回数は約100回の増となっております。こちらにつきましては、通級の入級委員会審議に係っている児童数が前年度より多くなっておりますので、現状におきましては、そのことによるものと考えられます。そのほかの相談種別の件数及び主訴の上位に大きな変化はございません。

一般教育相談につきましては、前年度と同様、不登校が主訴の1位でございます。緊急・臨時相談は、虐待(通報など)の件数が若干増えております。これは、主に学校からのネグレクトに関する相談で、子ども家庭支援センターや児童相談所、福祉などにつなげた事例がございます。小学校派遣相談は、休み時間や放課後等での子どもたちとのかかわりや、学級に係る教員からの相談が主なものでございます。そのほか、児童、保護者、教員からの主訴を特定した相談というのもございます。教育相談におきましては、主訴は相談者自身が何を一番相談したいのかによって区分されるものでございますが、相談を進める中で、実際には主訴の問題だけでなく、さまざまな要素が複雑に関係していることもございます。また、近年は保護者、子どもとのかかわりだけでなく、学校をはじめ、子ども家庭支援センターや児童相談所、福祉や医療機関など、相談者を取り巻く環境や関係機関との連絡調整も必要となるケースも増えてきております。

以上でございます。

竹尾委員長 次に、平成21・22年度体育指導委員の委嘱及び解嘱について。

飯島スポーツ振興課長 平成21・22年度体育指導委員の委嘱及び解嘱について御報告させていただきます。

お手持ちの資料を御覧いただきたいと思います。

体育指導委員につきましては、スポーツ振興法第19条に基づき委嘱を行い、教育委員会 規則により住民に対するスポーツの実技指導や助言を行っているところでございます。

1名について、自己の都合により解嘱を行ったため、新たに1名の委嘱を行う必要が生じたものでございます。体育指導委員の任期につきましては、平成21年12月1日から平成23年3月31日までとなってございます。

説明は以上でございます。

竹尾委員長 次に、平成21年度体育指導委員功労者表彰について。

飯島スポーツ振興課長 平成21年度体育指導委員功労者表彰について御報告をさせていた だきます。

資料を御覧いただきたいと思います。

西東京市体育指導委員会の姉松かつ代会長が文部科学省より体育指導委員功労者表彰の文部科学大臣表彰を受賞されました。これは、西東京市合併前の旧市を通しても初めての受賞で、長年にわたり体育指導委員として西東京市のスポーツ行政に対する多大な功績が評価されたことや、地域スポーツの普及・振興に尽力されたことが認められたものでございます。

表彰式につきましては、先月の11月19日、山口県スポーツ文化センターで開催された 全国体育指導委員研究協議会において行われたものでございます。文部科学大臣賞を受賞さ れた方々は全国で89名で、東京都では3名の方々が受賞をされております。 説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 相談のお話ですけれども、昨年よりも就学相談が増加しているということで、これは人数が増えたからだという分析があったというふうに思いますが、どうなんでしょうか、 非常に景気が悪くなっておりますね、そういうことで就学に関する相談が増えたということ はあまり関係なくて、単純に人数割で増えたということなんでしょうか。

南里教育相談担当課長 今の社会情勢の景気等が影響しているものではなくて、単純に就学に係る相談ということで、委員会に係る人数が増えて相談も増えたと把握しております。 以上です。

宮田委員 内容は、どこでそれがわかるんでしょうか。

南里教育相談担当課長 就学相談につきましては、発達障害をお持ちで通級に通うお子さん、 また、障害をお持ちで固定級に就学されるお子さん、そのお子さんたちの御相談、入級に係 る相談でございますので、そのように把握しております。

以上です。

角田委員 不登校は相変わらず多いようですけれども、改善された事例等々がありましたら、 一言で結構です、どのような事例があるか教えていただきたいです。

南里教育相談担当課長 教育委員会の中で不登校未然防止についてのお話は何回か差し上げていると思いますが、不登校対策委員会を組みまして、委員の中で情報交換等をしております。そのような中で、小学校からの情報を引き継いで、各中学校間でかかわりを持った中で、いい事例というのが出ております。例えば、ちょっと欠席がぽつぽつと目立ち始めたときに、そのお子さんに対して一声、声をかけて、担任の先生だけではなくて、例えば養護の先生ですとか副校長先生、場合によっては校長先生等が声かけをする場合もあるんですけれども、そのような中で、だんだんと担任との信頼関係が築かれて、子どもが不登校から改善された事例というのは、その委員会の中で報告を受けております。ですので、いろいろなやり方というか、学校の中での対応はあると思いますけれども、そのような形で、改善例は幾つかほかにもあると思われます。

角田委員 別の件ですが、いろんな相談が見えるとは思いますけど、弁護士を必要とするような相談はないですか。

南里教育相談担当課長 直接、教育相談の中で、例えば弁護士につなげるとか、そういうような事例は報告されておりません。ただ、結果的に、最終的に関係機関に御紹介したりする中で、かなり複雑なケースもございますので、その後の行き先として、もしかしたらそのような部分もあるかもしれないですけれども、教育相談の中ではそのような報告は受けておりません。

宮田委員 本市に特徴的な、他市とは違った傾向とか、そういうことは相談内容にあるんで しょうか。

南里教育相談担当課長 他市の相談状況といたしましては、同じような形式で、主訴別にこのような相談が多いというような統計はございます。ただ、主訴別ですので、相変わらず本

市と同様に不登校の相談が多いというのは把握しております。ただ、その中身等について、 具体的に例えば西東京市はこの部分が特徴的であるとか、他市でこういう特徴的なことがあ るというようなことは把握しておりません。大体どこも同じような主訴の傾向だと認識して おります。

森本委員 質問ですけど、小学校派遣相談の件数の中で、例えば集団不適応であるとか不登校であるとか情緒不安定、そういうような相談というのは、主に先生方からの相談ということが多いと解釈してよろしいんでしょうか。

南里教育相談担当課長 そうですね、担任の先生からの御相談が主なものでございます。

森本委員 その後、お子さんを呼んで、そのお子さんに対して相談員が相手をするというような流れになっていっているんでしょうか。

南里教育相談担当課長 先生方から御相談を受けた段階で、例えばそのクラスに行って、そのお子さんの状況を見て、そのお子さんに対する適切な対応方法等をアドバイスする場合もございますし、お子さんが直接御相談に来られるのであれば、当然そのお子さんに対しての相談というのもお受けしております。

角田委員 週1回小学校に派遣されているというのは、1日そこにいて、子どもの状況を見たり、先生の相談を受けたり、保護者や子どもたちの相談を受けたりということですか。丸 一日.....。

南里教育相談担当課長 学校派遣なんですけれども、スクールカウンセラーというのがおります。それは東京都の事業でして、中学校の全校と、それから小学校2校のみ、都のスクールカウンセラーが配置されております。そちらにつきましては、始業時から終業時まで、5時までいるんですけれども、そのカウンセラーが派遣されていない小学校の17校については、教育相談センターのほうから心理カウンセラーを派遣しております。その派遣のカウンセラーにつきましては、3校時目から大体10時半ぐらいなんですけれども、3校時目から終業時までという扱いになっております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結いたします。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第5 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての御質問等がございましたら、お受けいたしたいと思います。 質疑を終結いたします。

以上でその他、を終わりといたします。

以上をもちまして平成21年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。どう もありがとうございました。

午後2時32分閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

## 西東京市教育委員会委員長

## 署 名 委 員